

第 6293 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 3日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 会社設立時に必要な届出

**Q** : 会社を設立しますが、税務署にはどんな届出が必要ですか？

**A** : 次の書類が必要です。

### 【解説】

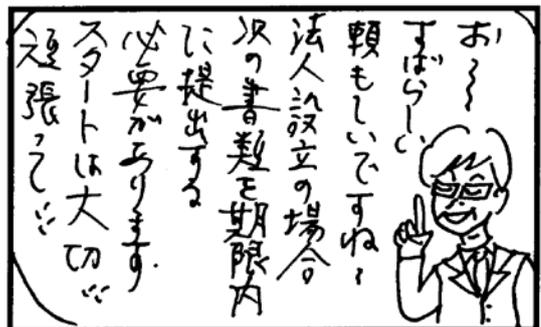
法人を設立した場合には、次の書類を提出期限までに提出しなければなりません。

- ① 法人設立届出書…設立の日以後2ヶ月以内
- ② 給与等の支払事務所の開設届出書…事務所を開設した日から1ヶ月以内
- ③ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(給与支給者が常時10人未満)

また、必要に応じ、次の書類を提出します。

- ④ 青色申告の承認申請書…設立の日以後3ヶ月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日といずれか早い日の前日
- ⑤ 棚卸資産の評価方法の届出書…設立の日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
- ⑥ 減価償却資産の償却方法の届出書…提出期限は⑤と同じ
- ⑦ 有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書…提出期限は、有価証券を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
- ⑧ 外貨建資産等の期末換算の方法の届出書…外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った日に属する事業年度に係る確定申告書の提出期限

なお、⑤から⑧について届出書を提出しなかった場合には、法定の方法が適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】